



Title	定家本伊勢物語の展開：その変わらない表記をめぐって
Author(s)	加藤, 洋介
Citation	語文. 2007, 88, p. 33-44
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69089
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

定家本伊勢物語の展開

— その変わらざる表記をめぐって —

一 定家本伊勢物語の特異表記

正確な回数を特定することは難しいものの、藤原定家がその生涯において数度にわたり伊勢物語の書写を繰り返していたことはよく知られている。中でも奥書に建仁二年（一二〇二・定家四一歳）の年紀を記した定家本伊勢物語は、存在が確認できる年号本として最も古く、通行本として用いられることの多い天福二年（一二三四・定家七三歳）本を三十年以上遡るものである。この建仁二年定家本伊勢物語の伝本としては、専修大学図書館蔵寂身奥書本（以下、専修本と略称）が唯一のものとしてきたが、近時冷泉家時雨亭文庫蔵本（以下、冷泉家本と略称）が紹介され、これに加えられることとなった。²⁾さらに池田亀鑑氏が「古本」の一本としていた七海兵吉氏旧蔵の伝為相筆本（天理図書館蔵、九一三・三三二・イ一七）もまた、³⁾定家の建仁二年本を今日に伝える貴重な伝本であることを指摘したところである。¹⁾

加藤洋介

この伝為相筆本は、六二段以降の本文しか持たない冷泉家本の欠脱を補うことができる点でも貴重であるのだが、とりわけ目を惹くのはその表記のありようである。

我許物思人は又もあらし

とおもへは水のしたにもありけり

伝為相筆本の二七段歌であるが、冒頭五文字に漢字表記を続けるその書様もさることながら、天福本・武田本といった他の定家本伊勢物語が、これと非常に似た書様になっていることは注目に値しよう。しかも天福本・武田本に関しては、定家自筆本は現存しないものの、自筆本の姿をほぼ忠実に伝えるとされる伝本が存在しており、これらと伝為相筆本との顕著な一致ぶりが確認できるのである。

【武田本】

我許物思人は又もあらし

とおもへは水のしたにもありけり³⁾

【天福本】

我許物思人は又もあらし

とおもへは水のしたにも有けり⁽⁵⁾

伝為相筆本と武田本では、仮名の字母は異なるものの、漢字表記の箇所についてはまったく同じである。天福本もまた、「ありけり」―「有けり」の相違はあるが、それ以外の漢字表記については先の二本と同様の文字が宛てられている。

また六三段にも、定家本伊勢物語のみに見られる特異な表記による和歌がある。

狭席に衣片敷今夜もや

恋四季人にあはてのみねん

伝為相筆本によって掲げたが、冷泉家本も同様の書様となっている。⁽⁷⁾「狭席」「衣片敷」「今夜」「恋四季人」といった漢字を多用した表記が目されるのである。これについても武田本・天福本を見ても、先の例とは若干様相が異なっている。

【武田本】

狭席に衣片敷今夜もや

恋しき人にあはてのみねむ

【天福本】

さむしろに衣かたしきこよひもや

こひしき人にあはてのみねむ

武田本では「恋四季人」が「恋しき人」となっている以外は、伝為相筆本におおむね近いと言えるが、天福本では様相が一変し、

仮名を中心とした表記となっているのである。六三段歌には古今集に類歌があり、これを定家自筆本で確認してみると、

【嘉禄二年本 古今和歌集 六八九】

さむしろに衣かたしきこよひもや

我を松らむうちの橋姫⁽⁸⁾

となっており、上句で漢字を宛てるのは天福本に等しく「衣」のみである。また「恋しき」の表記について、定家自筆本の三代集を通覧してみても、「こひしき」という仮名書ではば統一されており、まれに「恋しき」と漢字が宛てられることはあっても、「恋四季」とまで表記される事例はやはり見当たらないのである。

武田本は年号を記した定家の奥書こそ持たないが、「戸部尚書」の署名を持つことから、民部卿在任期間の建保六年（一二二八・定家五七歳）から嘉禄三年（一二二七・定家六六歳）までの間に成立したことが推測される。したがって定家本伊勢物語においては、建仁二年本・武田本・天福本という順での時系列上の展開が想定できるわけである。そしてこれまで確認してきたような表記上の特色からみて、二つのことがらを可能性として考えることができる。一つは、建仁二年本の伝本である伝為相筆本と冷泉家本とは、ともに定家自筆本の面影を多分に留めているのではあるまいかということである。同時代の物の中では、定家の自筆資料が格段に多く伝存しているのは事実だが、それらは定家六〇歳以降のものが多く、それ以前のは稀である。転写本とはいえ、定家四一歳時に成る建仁二年本の伝本に、何らかの定家自筆本の

痕跡をたどる可能性があるとすれば、それは検討に値することであらう。

また今一つは、三十年以上もの時を隔て、定家本伊勢物語の本文はかなりの変化を遂げたことは事実であるものの、一方で表記などの点において変わらざる部分もまた多くあったのではないかということである。これは定家が何らかの意図をもって、先に見たような表記を選択した、あるいは無意識的ないわゆる書癖ということを意味しない。親本が存する書写という行為において、必然的にまた偶然的に起こりうるような事象、すなわち親本の表記を、意図したのではないけれども、ある程度引き継いでしまうという書写行為に付随する現象をいうのである。

次のような事例を見ていただきたい。

【建仁二年本】

むかし月日のゆくをさへなけくをとこ三月
つこもりかたに

【武田本】

むかし月日のゆくをさへなけくおとこ三月
つこもりかたに

【天福本】

むかし月日のゆくをさへなけくお
とこ三月つこもりかたに

九一段の冒頭部であるが、建仁二年本・武田本・天福本の三本ともが「三月」という漢字表記になっている。これは実は定家本

伊勢物語において、まったくの例外的な表記なのである。というのは、この三本においては、「む月」（四・四・八三・八五・八五段）、「きさらき」（六七段）、「やよひ」（二・二〇・八〇・八三段）、「さ月」（九・四三・六〇段）、「みな月」（四五・九六段）、「なか月」（九八段）、「神な月」（八一^①段）、「しはず」（四一・八四段）と書いており、「しづき」の場合には「月」を宛て、そうでない場合は仮名で書くというのが原則なのである。この九一段においてのみ「三月」と表記しなければならぬ理由はあるまい。だとすればこの一例は、書写に際して親本の表記に引かれたが故のことと見なすのが至当であらう。先の二七段歌や六三段歌も含め、親本の表記をある程度引き継ぐようなかたちで書写されてきたのが、定家本伊勢物語の展開ではなかったかと思われるのである。

二 伝為相筆本と冷泉家本

ともに定家の建仁二年本の本文を伝えることを検証するため、伝為相筆本と冷泉家本とにおける、細部にわたる表記や仮名遣の差異を除いた本文の異同状況については、すでに検討したところである。^②両者ともに誤写等の少ない良質な本文であると思われるが、表記について定家自筆本をどれほど忠実に伝えているのか、なお検証が必要であらう。両者とも書写に際しての識語を持たないため（伝為相筆本は一二三段途中以降の本文を落丁によって欠くため、存否自体不明と言わざるをえない）、書写の質に関して

は両者の本文を子細に比較する以外の手段がない。

比較的目的につきやすい特異な表記については前章などでも触れたところであるが、なお一字一句を比較してみても、例えば伊勢物語後半部に頻出する仮名書の「みこ」の語は、両者ともそのほとんどが「見こ」というように字母に「見」を使用している。これなども偶然の一致などではなく、定家自筆本そのものではなくとも、それに近い本から写され、親本の表記を引き継いだことによるものかと思われる。もちろん書写の過程において書写者によって異なる字母が選択されていることの方が多いのだが、部分的に字母にいたるまで一致した書きぶりとなっているとすることも枚挙に遑がない。両者ともに鎌倉中期頃の書写と見られることも勘案すれば、定家自筆本との距離はかなり近いものと推測されるのである。

そうした全体の書写態度を前提とした上で、なお両者が漢字・仮名と表記上異なっている場合を見ると、顕著な傾向を見取ることができる。冷泉家本の存する六二段以降において、漢字・仮名の異同は八一箇所にわたって見出すことができる。ただしこのうち冷泉家本の側が漢字書になっているのは一一例しかなく、あとはすべて伝為相筆本（漢字書）・冷泉家本（仮名書）という対立なのである。例えば終助詞「かな」「がな」の六二段以降の全用例一三例のうち、両本ともに仮名書とするものが四例、ともに「哉」の字を宛てるものが二例、残りの七例では冷泉家本がすべて仮名書とするのに対し、伝為相筆本はすべて「哉」を宛てて

いる。「はな」についても同様で、六二段以降の全用例一九例のうち、ともに仮名書とするものが五例、「花」を宛てるものが九例、そして表記の異なる五例はいずれもが、伝為相筆本（漢字書）・冷泉家本（仮名書）となっているのである。このほかの「子」「こ」「思」「おもふ（ひ）」「夜」「よ」「世」「よ」「山」「やま」など複数事例においても、みな同様である。つまり伝為相筆本と冷泉家本の漢字・仮名表記の異同状況は、漢字書であったり仮名書であったりしても原則は一致しており、異同がある場合の多くは伝為相筆本が漢字書であるのに対し、冷泉家本が仮名書となっているわけである。

このような伝為相筆本と冷泉家本との対立があった場合、漢字表記となっている伝為相筆本の方が、定家自筆本の姿を留めているものと思われる。そのことを傍証してくれるのが、これまで建仁二年定家本伊勢物語の伝本とされてきた専修本である。この専修本は建仁二年本の伝本そのものではなく、非定家本の本文に、建仁二年本を校合して傍記し、奥書を転載したものの転写本である¹³。その校合態度は厳密を期したのではないが、前章で確認したような特異表記をはじめとする漢字を中心に、仮名や異同のある本文が書き入れられている。伝為相筆本と冷泉家本とで漢字・仮名の表記が異なっている場合、それを専修本で傍記書入のある箇所と比較してみると、ほぼ例外なく伝為相筆本の漢字表記と専修本傍記とが一致し、冷泉家本が仮名書となっているのである。次にその一例を挙げておく。それぞれの伝本略号を伝為相筆本

「相」・冷泉家本「冷」・専修本「専」とし、専修本に傍記されている漢字表記を略号前に括弧書で示した。章段数と行数は池田亀鑑『伊勢物語に就きての研究 校本篇』による。

66―04 これやこの世を相―これやこのよを冷―これやこのよを「世」専

75―04 袖ぬれて相―そてぬれて冷―そてぬれて「袖」専
82―17 あまの河の相―あまのかはの冷―あまのかはの「河」

専

87―07 家の相―いゑの冷―いゑの「家」専

94―01 その男相―そのをとこ冷―そのおとこ「男」専

94―11 ちゝの秋相―ちゝのあき冷―ちゝの春「秋」専

97―03 道まかふかに相―みちまかふかに冷―みちまとふかに

「道」専

もちろん伝為相筆本と冷泉家本が一致して漢字書となっている場合には、次に挙げるように、専修本傍記書入がそれを支持している例もある。

81―02 家を相冷―いゑを「家」専

87―22 わかすむ方の相―わかすん方の冷―我すむかたの

「方」専

また先に指摘した、特異な表記によって書かれている箇所についても、専修本傍記書入は忠実にそれを写し取っている。

我はかりものおもふ人はまたもあらしと「許物思人は又も」

おもへは水のしたにもありけり（二七段）

さむしろにころもかたしきこよひもや「狹席に衣片敷今夜」

こひしき人にあはてのみねん「恋四季」（六二三段）

若干の例外はあり、これまで検討してきた事例とは逆に、伝為相筆本（仮名書）―冷泉家本（漢字書）という異同については、専修本の書入傍記によって確認できる例がない。漢字書が多用されていたことからみて、おそらくは転写の過程で伝為相筆本の側が仮名書としてしまったものと思われる。

先にも述べたように、この専修本の傍記書入は、建仁二年本と異同がある箇所すべてについて厳密に施されたものではない。あくまでも書入のある部分についてしか、建仁二年本としての検証はできないという限界はある。しかし書入のある部分については、専修本の傍記書入は建仁二年本の姿を伝えるものとして、ほぼ信用してよいものと思われる。このように、定家の建仁二年本伊勢物語は、本文はもちろんのこと漢字と仮名の区別という点についても、定家自筆本の姿をほぼ復原することが可能なのである。

三 定家本伊勢物語の漢字表記

定家の建仁二年本伊勢物語が、その漢字―仮名の表記についても、自筆本の様相を窺うことが可能になる意義は大きい。本文についてはもちろん、漢字―仮名の表記についても、この後武田本から天福本へと三十年以上にわたって展開する、定家本伊勢物語の軌跡を具体的に追尋することができるのである。伊勢物語に限らず、定家は漢字を多用して書写を行なっているものの、三十年

以上の時間の経過において、同一作品の表記の変化を辿ることができるのは、伊勢物語よりほかにあるまい。

たとえば定家は、伊勢物語において「時」（「かた時」「御時」「時世」「時々」を含む）と書くことを原則としている。伊勢物語の全三六例中、仮名書にしているのは天福本九八段「ときしもわかぬ」と武田本九六段「ふきたちなむとき」の、それぞれ一例ずつのみである。そして定家はすでに建仁二年本においても、この原則によっていたと思われる。例外的に仮名書になっているのは、一六段「よかりしときの」の一例しかないのである（落丁部分にあたる二箇所と異文となっている一箇所を除く）。

また定家は和歌を書く際、「とそ思」（二・二一・三五・三七・八二・八三段）「しそ思」（九・四九段）と書くことを原則としている。天福本ではすべてそのようになっているし、嘉禄二年本古今和歌集や拾遺愚草といった他の定家筆本でも同様である。しかしながら武田本においては、一例のみ「ゆめかと思ふ」（八三段）と書かれた例があり、またこれとは異なる箇所で、建仁二年本では「とそおもふ」（二二段・三五段）となっている例を見出すことができる（九段の「しそ思」は落丁部分にかかり不明）。

ある種の語について、定家は漢字表記を用いることを原則としていた。「時」については、天福本や武田本をはるかに溯る建仁二年本において、すでにそうした原則のもとに書写していた。さらに他の事例を見てゆくと、伊勢物語のように時系列上の展開に据え直すことが可能である場合、そこに非常に興味深い現象を指

摘することができる。

その一つが「猶」の表記である。定家は「猶」と書くことを原則としているのだが、一部仮名書になっていることがあり、それを天福本・武田本・建仁二年本の三種類の定家本で並べてみると、次のようになっている（*は和歌の例であることを示す）。

94	86	65	43	43	42	42	40	39	22	22	16	10	9	4	段
06	03	15	09*	05*	03	02	09	14	03*	01	04	10	25	05	行
猶	猶	猶	猶	猶	なを	猶	猶	猶	猶	猶	猶	猶	猶	猶	天福本
猶	猶	なを	猶	猶	なを	猶	猶	猶	猶	猶	猶	猶	なを	なを	武田本
猶	なを	なを	猶	なを	なを	なを	なを	猶	猶	猶	なを	なを	なほ	なを	建仁二年本

確かに定家は「なほ」を「猶」と書くことを原則にしていると認められよう。それは天福本において顕著に現れている。しかしながら天福本においても一例仮名書で「なを」となっている例があり、しかもそれは建仁二年本以来、武田本を経ても変わらなかった四二段の同一箇所的事例なのである。また武田本で仮名書となっている所は、建仁二年本でもすべて仮名書であり、さらに溯って建仁二年本では仮名書の比率の方が高いくらいである。

これは定家における「猶」と書くことの原則が、徐々に確立していったことを示すとともに、書写という行為において、その親本の表記の影響下から完全に脱することのできなかったことも示している。おそらく建仁二年本の段階では曖昧であった「猶」と書くことの原則が、武田本書写の途中から自覚され始めたものではなからうか。しかしそれは完全を期したものとはなっておらず、天福本の段階ではかなり意識的に「猶」と書いていたにもかかわらず、やはり親本の表記が残存してしまったのが四二段の「なを」ではなかったかと思われるのである。

これとは異なる事例で見てみよう。定家は「はかり」をしれば漢字書で「許」と書いている。これも伊勢物語に見られるだけではない、三代集をはじめとする定家書写本でよく目にする表記である。「猶」と同様に、三種の定家本の状況を一覧にして後に掲げた。「猶」とは異なり、「はかり」を「許」と書くのが原則になっているとまでは言えないだろう。漢字書と仮名書とが、それぞれの本ではほぼ同数で拮抗している。しかし半数程度の例は、

三本の書写本において表記は動かず、仮名は仮名、漢字は漢字で書かれており、あとの半数が、それぞれの書写において自在に変化している。時に親本の表記に引かれ、時に恣意的に漢字書と仮名書とが交替しつつ書写されていたのだと思しい。

多分に偶然性の上に成り立っているのが、書写という行為である。いわゆる臨模本を作ろうとするような特殊な目的がなければ、本文のみならず、漢字と仮名の相違、仮名遣、字母、一面の行数や一行の文字数といった諸要素は、書写のたびごとに変化しても不思議はない。しかしながら書写という行為は、変化をもたらすばかりではなく、逆に変わらざる部分もまた多く含み持っていたのである。幸いにも藤原定家という一個人が複数回にわたって同じ作品を書写してくれたがゆえに、変化する偶然の中にある、こうした変わらざる必然も生じていたことが知られるわけである。

40	30	27	26	20	14	9	4	段
11	2 *	04 *	03 *	03	05 *	23	03	行
許	許	許	許	はかり	はかり	はかり	はかり	天福本
許	はかり	許	許	はかり	はかり	許	許	武田本
許	許	許	許	はかり	はかり	「落」	許	建仁二年本

114	101	98	96	87	84	77	69	67	42	40
05 *	05	02	03	10	04	04	09	02	04	12
はかり	はかり	許	はかり	許	はかり	許	許	許	許	はかり
許	はかり	許	はかり	はかり	許	はかり	許	許	許	はかり
はかり	許	許	はかり	はかり	許	はかり	はかり	許	許	はかり

四 定家本伊勢物語の仮名表記

ここではさらに非定家本の諸本も合わせて見渡しつつ、変わらざる定家本の仮名表記の実態を見ていきたい。

定家は書写に際し「御」の使用を原則としている。天福本では二六箇所を数えることができるのだが、二箇所（三九段・一一七段）のみ「おほん」と仮名書にしているところがある。しかも武田本・建仁二年本においても、そのまったく同一の二箇所が仮名書になっている。

【天福本・三九段】

そのみこうせ給ておほんはふりの

夜その宮のとなりなりけるおとこ
御はふり見むとて女くるまにあひ

【天福本・一一七段】

おほん神けきやうし給て

天福本によって改行もそのままに示したが、六半本（枳型本）の天福本とは本の大きさが異なる四半本の武田本で見ると、一行の文字数が多くなる。したがって三九段の場合を武田本で見ると、

【武田本・三九段】

かりけりそのみこうせたまひておほむはふり

の夜その宮のとなりなりけるおとこ御はふ

り見むとて女くるまにあひのりてたりけり

このように武田本では隣行に「おほむはふり」と「御はふり」が近接して位置することになる。こうしてみると、定家は目移りによる脱行が生じにくいように配慮して、このような漢字・仮名の書き分けを意図的に行なったのではないか、とも思われてよう。⁽¹⁷⁾

しかしながら定家が「御」と漢字書にすることを原則にしていたならば、まずはじめに「御はふり」と書き、次に現れる用例を仮名書にすることが自然であろうし、一一七段でも仮名書になっていることが説明できない。またこうした書き分けが、天福本・武田本をはるかに溯って建仁二年本以来、⁽¹⁸⁾定家によって意図的に行われてきたことになる。だがこの部分について、伊勢物語諸本における異同状況を確認してみると、⁽¹⁹⁾漢字書で「御」とする伝本が非常に少ないことが知られるのである。

おはんはふりー御はふり^ρ鎖好^ρ★大★神阿谷泉^ρ★州理
 三藤^三★専^三★明^三★(39—02²⁰)

一一七段の例について見ても、

おほん神ー御神^ρ★肖最時^ρ○神阿谷泉^ρ○越^三理^三 (117—03)

やはり池田亀鑑氏が「古本」「大島本」に分類した非定家本系の伝本にはに限られている。また三九段で天福本が「御はふり」と書いてる箇所、「御」を仮名書にしている伝本は見当たらない。

伊勢物語には「御」と漢字書されてもよさそうなのに、実際には大多数の伝本が仮名書にしている例がほかにもある。

みさうしにはー御さうしには^ρ最^ρ泉^ρ (65—08)

みわさー御わさ^ρ★大^ρ (77—03)

みわさをー御わさを^ρ鎖好^ρ (77—08)

みわさー御わさ^ρ鎖好^ρ泉^ρ民不^三 (78—02)

みわさー御わさ^ρ肖^ρ明^ρー御^ρ (み)わさ^ρ明^ρ (78—03)

みすいしんー御すいしん^ρ肖好^ρ泉^ρ★明★醍^三★順^三 (78—13)

(78—13)

おほみきー御みき^ρ大神阿谷誠^ρ民不^三 (83—04)

みむろにーかの御むろに^ρ栄^ρー御むろに^ρ肖^ρ★大★神

阿谷誠^ρ (83—11)

これらにおいても、「御」という漢字表記にしている伝本はごくわずかであり、しかもそれは特定の伝本に限られていると言っ

てよい。池田亀鑑氏の分類にいう「大島本」や「朱雀院塗籠本」といった系統の諸本、あるいは「古本」の中でも伝肖柏筆本、また校本未収の伝慈鎖筆本や伝兼好筆本、伝後醍醐天皇筆本や伝二条為明筆本など、みな非定家本系の本文を持つとされる伝本である。源氏物語の伝本では、定家本(青表紙本)・河内本・別本と系統を問わず、「みわさ」ではなく「御わさ」であるのとは対照的であろう。

定家本の表記の由来するところを探ることは、定家本の本文そのものが、いかなるものとして始まったのかを明らかにすることにもつながっている。一二五段二〇九首という伊勢物語の形態が、定家の創始にかかるものとの根拠を失った今、こうした仮名表記の特徴を持った一二五段和歌二〇九首の本が定家本の淵源となり、その後の展開において、その特徴が脈々と受け継がれていったことも想定して見る必要があるだろう。

もう一例、定家本伊勢物語の特徴的な仮名表記を見てみよう(○印は天福本と同一であることを示す)。

段	行	天福本	武田本	建仁三年本
6	18	とりかへしたまうてけり	○	[落丁]
65	27	しおりたまふければ	○	しをりたまふければ
78	05	まうてたまうて	○	○
78	07	よろこひたまふて	○	よろこひたまうて
82	18	のたまうければ	○	○

85	85	83	83	82
10	01	09	03	21
あはれかりたまうて	おろしたまうてけり	おろしたまうてけり	かへりたまうけり	すしたまうて
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

ここに挙げたように、天福本には「たまふ」「のたまふ」の連用形がウ音便で表記されていることがある。しかもこれが「ふう」の仮名遣を不問にすれば、例外なく武田本・建仁二年本もすべて天福本と同じく音便表記になっている。こうした音便表記となってもよい箇所が他に二四箇所ほどあるにもかかわらず、それらは音便表記をとることがまったくない。一方で、天福本では音便表記をとらないのに、武田本あるいは建仁二年本では音便表記になっている例が若干ある。

98	84	83	82	78	76	段
05	04	08	16	01	01	行
おかしかり給て	し給ひけり	給てけり	ゝ「ノ」たまひける	うせ給て	まうて給ける	天福本
をかしかりたまひて	したまひけり	たまうてけり	○	○	○	武田本
をかしかりたまうて	したまうけり	たまうてけり	ゝ「ノ」たまうける	うせたまうて	まうてたまうける	建仁二年本

武田本の段階までは音便表記であつた八三段の例を除けば、漢

字―仮名の違いはあるものの、武田本のところで表記の変更が行なわれている。これは先に確認した「猶」の漢字表記の変化と対応するものであらう。このように定家本伊勢物語の表記は、部分的に書写のたびごとの変化を孕みながら、なお親本の表記を留め受け継ぐかたちで写されていたのである。

承久三年六月二日未時書之

昨日申時書始之

度々書写之本為人被借失之⁽³⁾

間更以家本書写本又書之

戸部尚書 判

これは承久三年（一二二一・定家六〇歳）定家本伊勢物語の奥書である（鉄心斎文庫蔵・古典文庫所収本）。この奥書から知られるのは、定家が日常使用していた「度々書写之本」と、「家本書写本」とは別物であり、「度々書写之本」が「為人被借失」てしまつても、定家の許では同質の本文を再書写することが可能だったことである。伊勢物語に限らず、定家本は書写のたびごとに、他本を見合わせるなどして本文を変化させていった。しかし本稿で見てきたごとく、書写に際して表記など変わらない部分もまた多く持っていたのは、こうした書写のシステムが定家の許で確立していたがゆえのことだったのである。

注

（一）中田武司「定家本伊勢物語の新資料」、『国語と国文学』一九七

一年四月。同『王朝歌物語の研究と新資料』桜楓社、一九七一年。複製として『専修大学図書館蔵 古典籍影印叢刊 伊勢物語』(専修大学出版局、一九七九年)がある。

- (2) 『冷泉家時雨亭叢書 伊勢物語 伊勢物語愚見抄』朝日新聞社、一九八八年。

- (3) 池田亀鑑『伊勢物語に就きての研究 校本篇』大岡山書店、一九三三年、同『伊勢物語に就きての研究 研究篇』大岡山書店、一九三四年。

- (4) 加藤洋介「建仁二年定家本伊勢物語の復原」『中古文学』第七九号、二〇〇七年、掲載予定。

- (5) 武田本は、静嘉堂文庫蔵本(五一—一四)による。

- (6) 天福本は宮内庁書陵部蔵冷泉為和筆本(五〇三—六四)による。冷泉家本では「綾席に」と書いた本文に「狭」が傍記されている。以下も特に断らない限り、建仁二年本の引用は伝為相筆本により、冷泉家本については必要に応じて触れる。

- (8) 『冷泉家時雨亭叢書 古今和歌集嘉禄二年本 古今和歌集貞応二年本』朝日新聞社、一九九四年。伊達本は「さむしろに衣かたしきこよもや我をまつ覧うちのはしひめ」とある。久曾神昇編『藤原定家筆 古今和歌集』汲古書院、一九九一年。

- (9) 注(8)の前掲書、および『冷泉家時雨亭叢書 後撰和歌集天福二年本』(朝日新聞社、二〇〇四年)、久曾神昇編『藤原定家筆拾遺和歌集』(汲古書院、一九九〇年)を参照。

- (10) 注(4)の拙稿では、建仁二年本と天福本との異同を九〇箇所程度と見た。

- (11) 建仁二年本は「神無月」。

- (12) 注(4)の拙稿参照。

- (13) 注(4)の拙稿参照。

- (14) 例外は二例あり、63—09いへに相—いゑに冷—いゑに「家」専、

83—08たまうてけり相—たまふてけり冷—たまうてけり「給ひ」専、というように、伝為相筆本・冷泉家本がともに専修本傍記に合致しない。

- (15) さらにこれに加え、定家四一歳時という時期が特定できるものであるがゆえに、いわゆる定家仮名遣の問題についても考えなくてはなるのであるが、残念ながら伝為相筆本・冷泉家本ともに、仮名遣について定家自筆本の姿をどこまで留めているのか、判断が難しい。伝為相筆本については、すでに注(3)前掲書において、「男」「家」の仮名遣が天福本とは異なることが指摘されている。それ以外では冷泉家本よりは、伝為相筆本の方がおおむね定家仮名遣に一致しているように見えるのだが、なお同語であっても仮名遣が異なっている場合も散見され、伝為相筆本をもって定家仮名遣に言及することは困難であると考ええる。

- (16) 遠藤邦基「定家の表記意識——「なほ」を「猶」と書くことの意味——」井手至先生古稀記念会編『国語国文学藻』和泉書院、一九九九年。

- (17) 小松英雄「藤原定家の文字遣い」『言語生活』二七二号、一九七四年五月、『日本言語学』史原論 補訂版(笠間書院、二〇〇〇年)所収、依田泰「藤原定家の古典書写——嘉禄二年本『古今集』の場合——」『汲古』第三号、一九九八年一月。

- (18) 建仁二年本の形態については、冷泉家本が縦二九・三糧の大型の巻子本(注(2)前掲書解題)、天理図書館本が縦二五・五糧・横一五・五糧の列帖装(『天理図書館蔵書目録 和漢書之部 第三』)と両者一致せず、想定が困難である。

- (19) 伝本略号は、池田亀鑑『伊勢物語に就きての研究 校本篇』・大津有一『伊勢物語に就きての研究 補遺篇』・山田清市『伊勢物語校本と研究』により、さらに視認性を高めるためにそれぞれ在校本の分類系統ごとにアルファベットで挟んで略号を掲げた。

三校本で重複する伝本については省略したものである。私に追加したものは「口鎮好口」(伝慈鎮筆本・天理図書館蔵、伝兼好筆本・大阪府立大学蔵)、「阿谷泉誠口」(阿波国文庫旧蔵本・書陵部蔵、谷森本・書陵部蔵、泉州本、伝為相筆本・一誠堂旧蔵)日本大学総合図書館蔵)、「民口」(伝民部卿局筆本・本間美術館蔵)、「日冷相口」(冷泉家本・冷泉家時雨亭文庫蔵、伝為相筆本・天理図書館蔵)、「口久唐口」(承久三年本・鉄心斎文庫蔵(古典文庫に翻刻があるが、誤りも多く、使用するに注意を要する)、承久三年唐紙本・鉄心斎文庫蔵)。また各伝本の略号の前に★を付してあるのは、校本の側に訂正の要があり、正しく改めた形で掲出したものである。これらにより百本弱の伝本状況を確認できることになる。

(20) 三九段に相当する章段を朱雀院塗籠本の系統は持たないため、ここには異同として現れない。

(21) 「抑伊勢物語根源」で始まる定家奥書を持つ天理図書館蔵伝為家筆本が、両例とも漢字書としているが、これは転写の過程で改められたものと見ておく。

(22) 山田清市『伊勢物語の成立と伝本の研究』(校楓社、一九七二年)は、建仁二年本の奥書を持つ専修本が和歌二一首を有することから、定家による二首の削除によって和歌二〇九首の伊勢物語が成立したこと、よって池田亀鑑氏のいう「古本」が二〇九首の形態をとる以上、「古本」に分類される本はすべて定家本であるという。しかし建仁二年本の中に、定家による和歌削除の痕跡を辿ることはできないこと、注(4)の拙稿参照。

(23) 「口」を鉄心斎文庫蔵他一本および桃園文庫本によって補った。
(24) この奥書から、定家の許で繰り返された伊勢物語書写の実態について、早くに言及されたのが、片桐洋一『伊勢物語の研究(研究篇)』(明治書院、一九六八年)である。なお本稿でこの承久三

年本を取り上げなかったのは、数本存する伝本から承久三年本の本文を復原することが難しく、本稿で指摘したような表記の特徴を窺うことができないためである。

— 本学大学院准教授 —